

平成28年10月

法人とつとろ

no.97

特集

寄稿「職場に潤いをもたらす雑談の勧め」
我が社のホープと会社PR



砂の美術館
スターウォーズシリーズ



公益社団法人 鳥取法人会

麒麟獅子

リオオリンピックも終わり日本は41個のメダルを獲得し、当初の予想をはるかに上回る大健闘であった。しかし、閉会式での「安倍マリオ」にはあきれて違和感を覚えた。閉会式での「東京で会いましょう」の文字に期待は膨らんだが、東京五輪大会予算が2兆3兆円に膨らむとのこと？日本の財政は大丈夫かなと不安になる。

今年の夏も暑く、熱中症でバテてしまった。文部科学省の報道によれば公立学校におけるエアコン設備の設置率は全国平均29・9%のとだが、東京都では100%なのにわが鳥取県は14・2%である。「エアコン」なしの学校は、暑さ対策で先生も涙ぐましい努力をしている。東京では快適な涼しい授業が出来て、鳥取では暑すぎて教室にいることがまんできない状況である。この格差はあまりにも大きい。

日本経済に活力を取り戻すには産業の新陳代謝が必要である。安倍内閣もこのために、開業率が廃業率を上回るべく、各種の起業支援策を打ち出している。しかし、4月に公表された「小

規模企業白書」は、2012年から2014年までの2年間に廃業した小規模企業者は年平均で約23万に上る。廃業理由で最も多いのは、「病気、高齢」で40%、次いで「事業不振、先行き不安」の12%である。ここ約10年の間に事業所数もピーク時の518万から401万に減少している。全国各地で近年増大している商店街のシャッター通り化、駐車場通り化とも符合する。

国も1000兆円を超える借金をかかえている。東京など大都市の企業には政治行政もあたたかいが鳥取のような小さな県や小規模企業には思いやりがないように思われる。公立学校のエアコンの設置率であきらかなように、都会と地方の格差がますます広がっているように感じられる。鳥取の街が、中小企業が、活気に満ちあふれ、人通りも増えて、みんなが忙しく動きまわるようでありたいものです。

(2016年8月 録沢哲雄)

目次

No.97

麒麟獅子・目次	2	鳥取県・鳥取市からのお知らせ	14～15
新鳥取税務署長「着任挨拶」	3	事業活動	16～18
平成28年度 定時総会・講演会	4	えんトリーからのお知らせ	19
平成28年度 表彰の方々	5	青年部会の広場	20～21
平成27年度 計算書・平成28年度 予算書	6	女性部会のページ	22～23
平成28年度 事業計画	7	寄稿「中途採用者の賃金の決め方」	24
寄稿「職場に潤いをもたらす“雑談”の勧め」	8	鳥取県建築士事務所協会より協力要請	24
寄稿「義援金を支払った場合の法人税法上の取扱いは？」	9	わが社のホープと会社PR	25
税務署からのお知らせ	10～11	新入会員紹介	26
自主点検チェックシートをご活用ください	12	鳥取税務署人事異動のお知らせ	27
福利厚生制度のコーナー（アフラック）	13	法人会からのお知らせ・編集後記	27

着任挨拶



鳥取税務署長

あい はら かず し
相 原 和 司

本年7月の人事異動により、鳥取税務署長を拝命しました相原でございます。

公益社団法人鳥取法人会の藤本会長をはじめ、役員並びに会員の皆様方には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして格別のご理解とご協力を賜っておりますこと、本紙上をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

鳥取税務署の勤務は2回目となりますが、当署管内は、池田藩32万石の城下町として栄えた鳥取県の行政等の中心地であり、また、山陰海岸国立公園として全国的に有名な鳥取砂丘や浦富海岸などの自然と松葉がにやらっきょうをはじめとする四季折々のおいしい食材に恵まれており、この地で再び勤務する機会を得ましたことを大変光栄に感じているところでございます。

さて、貴会におかれましては、「よき経営者をめざすものの団体」として、税知識の普及や租税教育活動をはじめとする納税道義の高揚に大きく貢献されているほか、各種の研修会や著名人による講演会の開催など社会貢献活動にも積極的に取り組まれています。

特に、青年部会を中心とした「キッズカフェ」や女性部会の「税に関する絵はがきコンクール」、鳥取県法人会連合会で取り組まれている「とっとり出会いサポートセンターえんトリー」の活動支援など、地域に密着した優れた事業により大きな成果をあげられています。

このように活気あふれる法人会を築かれたのは、藤本会長をはじめとする役員の方々の卓越したご指導のもとで、会員の皆様方の強い団結力により成し得た賜物であり、皆様方のご尽力とご熱意に対しまして改めて敬意を表する次第でございます。

こうした中で、平成30年に、鳥取県で開催される全国法人会総連合全国大会に向け、計画的かつ綿密な準備を進められておられると伺っておりますので本大会が盛会となりますよう心よりお祈り申し上げます。

私どもといたしましては、限られた人員のなかで「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という国税庁の使命を果たしていくためには、皆様方のお力添えが是非とも必要であり、税務行政の良き理解者である皆様方と手を携え、より一層の連携・協調を図ってまいりたいと考えておりますので引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、公益社団法人鳥取法人会の益々のご発展と役員並びに会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を祈念申し上げまして、私の着任のあいさつとさせていただきます。

第5回 定時総会・記念講演会開催

平成28年 5月20日（金）とりぎん文化会館第一会議室



第5回定時総会を 5月20日（金）とりぎん文化会館にてご来賓10名・会員96名出席のもと開催されました。

藤本会長の開会挨拶の後、事務局長より会員数、出席者数、委任状数を発表し本総会成立定足数を満たしている旨報告を行なった。つづいて来賓の方々からの祝辞を繰り上げ鳥取県副知事 林 昭男様、鳥取市長 深澤 義彦様、鳥取税務署長 多賀社 安夫様よりご祝辞を頂いた後、議案審議に入りました。

藤本会長が議長を務め、議事録署名人として馬場進理事、太田栄市理事2名を議場に諮り承認された。平成27年度決算承認議案が満場一致で承認されました。つづいて平成27年度事業報告および平成28年度事業計画と収支予算については、理事会承認事項であり本総会においては報告事項として事務局長が説明を行なった。

続いて会員増強功労企業2名、功労者1名、福利厚生制度の成績優秀者5名・租税教室講師12名に感謝状及び記念品の贈呈があり、総会は滞りなく終了致しました。

第二部の記念講演会は、経済ジャーナリスト 渋谷和宏氏を講師にお招きし、「優れたリーダーに共通する『二つの力』とは」と題して行われた。

本講演会は鳥取青色申告会・鳥取間税会の共催、公益事業として新聞・チラシ・HPにより一般の方へも呼びかけ、110名（内一般22名）の来場者となりました。



開会挨拶
藤本英興 会長



来賓祝辞
多賀社安夫 鳥取税務署長



講師 渋谷和宏氏による講演風景



平成28年度 表彰の皆様

(順不同)



会員増強に対しての感謝状

(会員獲得5社以上の方々)

企業表彰



(株)鳥取銀行 様



鳥取信用金庫 様

個人表彰



四井 勉 様
(株)光和電工



福利厚生制度に対しての感謝状



上村 康隆 様
(大同生命保険株)



辰己 泰彦 様
(株)ドゥーベスト保険事務所



藤原 建二 様
(大同生命保険株)



高木 光広 様
(株)とっとり総合保険



岩見 聖子 様
(大同生命保険株)



「租税教室」講師に感謝状



西垣 由喜恵 様
(女性部会 副部会長)



諸吉 稔 様
(株)ティエスピー



渡邊 昌子 様
(青年部会 直前部会長)



出口 敦教 様
(青年部会 部会長)



辰己 泰彦 様
(青年部会 副部会長)



清水 昭生 様
(青年部会 副部会長)



加藤 寛 様
(青年部会 会員委員長)



中井 史生 様
(青年部会 社会貢献委員長)



松村 将史 様
(青年部会 総務委員長)



田島 大介 様
(青年部会 社会貢献副委員長)



南口 明彦 様
(青年部会 内部研修委員長)



山根 望 様
(青年部会 広報副委員長)

平成27年度 正味財産増減計算書（損益計算ベース）

（平成27年4月1日～平成28年3月31日）

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	1,250	1,250	0
受取会費	9,901,300	10,076,000	△ 174,700
事業収益	2,283,260	1,413,240	870,020
受取補助金	8,266,700	7,877,300	389,400
受取負担金	648,000	651,000	△ 3,000
雑収益	559,886	427,072	132,814
経常収益計（A）	21,660,396	20,445,862	1,214,534
（2）経常費用			0
事業費	17,547,532	16,831,285	716,247
管理費	1,980,413	2,035,561	△ 55,148
経常費用計（B）	19,527,945	18,866,846	661,099
当期経常増減額（A－B）	2,132,451	1,579,016	553,435
経常外費用			0
当期一般正味財産増減額	2,132,451	1,579,016	553,435
一般正味財産期首残高	9,759,156	8,180,140	1,579,016
一般正味財産期末残高	11,891,607	9,759,156	2,132,451

平成28年度 収支予算書（損益計算ベース）

（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
（1）経常収益			
基本財産運用益	1,250	1,250	0
受取会費	10,140,000	10,300,000	△ 160,000
事業収益	2,425,000	2,230,000	195,000
受取補助金	8,080,500	8,086,700	△ 6,200
受取負担金	663,000	672,000	△ 9,000
雑収益	500,700	500,700	0
経常収益計（A）	21,810,450	21,790,650	19,800
（2）経常費用			0
事業費	19,951,100	19,461,500	489,600
管理費	2,154,000	2,227,100	△ 73,100
経常費用計（B）	22,105,100	21,688,600	416,500
当期経常増減額（A－B）	△ 294,650	102,050	△ 396,700
当期一般正味財産増減額	△ 294,650	102,050	△ 396,700
一般正味財産期首残高	11,891,607	9,759,156	2,132,451
一般正味財産期末残高	11,596,957	9,861,206	1,735,751

平成28年度 事業計画

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

I. 事業計画の基本方針

平成24年4月1日、公益社団法人へ移行し、以前の社団法人に比べ主務官庁による行政監査の定期的な実施など公益性、ガバナンス・コンプライアンスの体制強化が一層求められています。

本来の設立趣旨である、よき経営者をめざすものの団体として、会員企業、社員様を支援することはもとより、公益法人として非会員、一般市民への広報・支援活動も積極的に取り組んでいきます。

1. 税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、適正かつ公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与する。
 2. 税ならびに会社経営に関する研修会及び従業員向け研修実施により会社の質を高める。
 3. 会員の積極的な自己研鑽姿勢を支援し健全な企業経営を進め、企業の繁栄を図る。
- また、地域の一員として地域に密着した活動を進め、社会の健全な発展に貢献する。

II. 主な事業計画

1. 公益目的事業の推進

(1) 税務研修相談事業

- ◇ 年5回の決算期別法人税務説明会開催
- ◇ 年2回の新設法人税務説明会開催
- ◇ マイナンバー制度導入に伴う説明会開催
- ◇ 年2回の会報発行・HP・フェイスブック等による税および活動の広報
- ◇ 年末調整説明会の共催
- ◇ 税制等の冊子配布・その他税務関連研修会の開催
- ◇ 電子申告（e-Tax）・電子納税（ダイレクト納付）の利用促進支援

(2) 租税教育事業

- ◇ 租税教室への講師派遣（青年部会・女性部会）
- ◇ 第9回「キッズカフェ」開催による租税教育（青年部会）
- ◇ 第7回「税に関する絵はがきコンクール」の実施（女性部会）

(3) 税制提言事業

- ◇ 税制委員会による税制改正要望の取りまとめ
- ◇ 税制行政の円滑化を図るための要望等を関係当局に提言
- ◇ 全国大会・税制改正要望大会への参加 ～ 10月20日(木)長崎大会（長崎市）

(4) 広報事業

- ◇ HPの充実 ～ 会員紹介・講演会等イベント紹介利用促進
- ◇ 会報年2回発行・全法連情報誌「ほうじん」年4回配布
- ◇ 「税を考える週間」（11／11～11／17迄）の事業実施
- ◇ フェイスブックによる広報チャンネルの拡大

(5) 社会貢献事業

- ◇ 第9回「キッズカフェ」開催による次世代の育成（青年部会）
- ◇ 献血ボランティアの実施（女性部会）
- ◇ 支部活動における「花の苗」寄贈、グラウンドゴルフ大会共催
- ◇ 古タオルの回収・寄贈（女性部会）
- ◇ 県連受託事業（とっとり出会いサポート事業）への協力と協調

(6) 経営支援事業

- ◇ 講演会・セミナーの実施
（親会：2回 女性部会：3回 青年部会：3回 支部：6回）
- ◇ 新入社員研修会 4月開催（鳥取商工会議所・鳥取県経営者協会との共催）
- ◇ 入社3年以内対象の実践社員研修会（5月）
- ◇ レベルアップ研修会（電話・接客マナー・PC等研修）

職場に潤いをもたらし

雑談の勧め

産業カウンセラー 柏木勇一

◆ストレス要因ワースト1は人間関係、その実態は…

厚生労働省が5年に1回実施している働く人のストレス調査によると、10年前も20年前も、ストレス要因のトップはいつも人間関係。職場のストレスの8割は人間関係に原因があると言われていることを数字が証明している。この中には、近年急激に増えているハラスメントも入っている。ちなみにストレス要因は、仕事の量、仕事の質と続き、人間関係と合わせてワースト3としてほぼ定着している。

食品メーカーの品質管理部門で働くA子さんは20代後半で社歴6年。部長のほか男性4人、女性5人という構成。「担当業務だけでアップアッブなのに、新しい仕事、難しい仕事はいつも自分だけにふられる」「みんなは見えて見ぬふりで助けてくれない」と語り、疲労も重なり、夜も眠れず、食欲も落ちた、と訴えてき

た。上司や同僚を非難する言葉は激しく、職場には自分の居場所がないという。この孤独と絶望感に対して、何も手を打たないとストレスからくる病気になる心配もあった。

A子さんのポイントは、コミュニケーションがうまく取れていないことと指摘できる。まずA子さんに「急に仕事がふられて困った時に断ったことはあったか。助けを求めたことは？」と聞いてみた。答えはいずれもノー。つまり、職場でのA子さんは、(もちろん直接本人に指摘はしないが)自己主張が苦手、人に頼めない、断れない人だった。言い換えれば、自分を抑えて我慢しているというイメージが浮かんだ。

実はいま、A子さんのようなタイプの人が多くなっている。友人とワイワイがやがやと本音で話し合ってきた経験が少ないことも原因だろう。一方で、ここが重要な点だが、職場にも余裕がなくギリギリの要員

しか雇えないという背景も見逃せない。パソコン操作やメールのやりとりが主流となっている職場では会話自体が少ない。

◆雑談から生まれる親密なコミュニケーション

このような閉塞状態を解決させる潤滑油こそ、雑談であることをぜひ知ってほしい。

あるIT系会社の事例を紹介したい。いくつかのプロジェクトチームのひとつで、10人足らずのメンバー。当然、話し合いながら仕事をしている人もいる。突然リーダーが「じゃあ集まって」と一声。全員がソファアがあるコーナーへ。そこで語られるのは、休日の出来事やちょっとした体験談、ひいきのサッカーチームの活躍ぶりなど。どうでもいいような話と受け取る人もいるが、この会話にはいつしか笑いながらはまってしまう。時間にして15分。「さあ戻ろう」という声でそれぞれのデスクへ。

この間、同じフロアの別のチームは仕事に集中。ソファアに座って楽しく話し合っているチームを振り向きもしない。時間をずらして、別の

チームも同じ場面を展開する。毎日ではないし時間も決まっていらない。仕事の流れを読むリーダーの判断で行われている。

この雑談コミュニケーションを通して、同じ職場で働く仲間の人柄が通じ合い、気軽に話し合えるようになる。そうなれば、助けてと言えない、頼めない、断れないという、自分を作っているかもしれないコミュニケーションの壁は生まれない。

人間関係改善は豊かなコミュニケーションから、と言われ続けている。ここで強調したいのは、日々のコミュニケーションとは、仕事の話ばかりではなく、報告、連絡、相談を細かにやることなく、雑談(時には冗談も)であることも忘れないでほしい。もちろん雑談のやり方はそれぞれの職場に合ったやり方で。

Profile

柏木勇一(かしわぎ・ゆういち)
1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。



義援金を支払った場合の法人税法上の取扱いとは？

～経理課社員リサと顧問税理士サキ先生の税務問答～

税理士 互井 敏勝

リサ 当社では、熊本地震により被害を受けられた方を支援するため、熊本県や大分県などに義援金を支払うことを予定しています。ところで、義援金を支払った場合、法人税法上、どのように取り扱われるのでしょうか。

サキ先生 法人税法においては、法人が支出した義援金や寄附金のうち、国等に対する寄附金を除き、一定額を超える部分の金額は、所得の金額の計算上損金の額に算入されません。

リサ 寄附をする先によって取扱いが異なるのですね。支払った義援金の全額が損金になるのは具体的にはどのような場合ですか。

サキ先生 熊本県や大分県に義援金を支払った場合や、熊本県下・大分県下の災害対策本部に対して義援金を支払った場合、日本赤十字社の「平成28年熊本地震災害義援金」口座に対して義援金を支払った場合にも、「国等に対する寄附金」に該当し、その全額が損金の額に算入されます。

ただし、日本赤十字社に対して支払った義援金であっても、例えば、日本赤十字社の事業資金として使用されるなど、最終的に地方公共団体に拠出されるものでないもの（財務大臣が指定する寄附金に該当しないものに限り）については、特定公益増進法人に対する寄附金に該当し、特別損金算入限度額の範囲内で損金に算入されます。

リサ 被災地域の救援活動や被災者への保護活動を行っているNPO法人に対して、義援金を支払った場合はどうなりますか。

サキ先生 NPO法人が認定NPO法人等であり、支払った義援金はその認定NPO法人の行う特定非営利活動に係る事業に関連するものであるときには、特定公益増進

法人に対する寄附金に含めて特別損金算入限度額を計算し、その範囲内で損金の額に算入されます。

リサ 寄附金を未払金として経理処理した場合はどうなりますか。

サキ先生 寄附金については、税務上、実際に支出したものを対象としています。したがって、未払経理したものは寄附金とは認識しないため所得金額に加算することになり、会計上の寄附金の額と税務上の寄附金の額は異なることに注意してください。

リサ 地震で被災された取引先に対して、お見舞金を支払った場合はどうなりますか。

サキ先生 法人が、被災前の取引関係の維持、回復を目的として災害発生後相当の期間内にその取引先に対して行った災害見舞金の支出は、交際費等に該当せず損金の額に算入されます。

リサ 申告に当たり何か書類は必要ですか。

サキ先生 寄附したことを証する書類の保存が必要です。例えば、熊本県下や大分県下の災害対策本部が発行する受領証、募金団体の預り証、郵便振替で支払った場合の半券（受領証）（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限り）、銀行振込みで支払った場合の振込票の控え（その振込口座が義援金の受付専用口座である場合に限り）などです。

◆ 筆者紹介 ◆

互井敏勝（たがい・としかつ）

1968年生まれ。東京国税不服審判所審判部、同所管理課、国税庁長官官房会計課、東京国税局総務部税務相談室などを経て、東京都中央区で税理士登録。近著「税制改正経過一覽ハンドブック」（共著、大蔵財務協会）など。

お知らせ

申告書や申請書等には マイナンバーの記載が必要です!!

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、

申告手続などには



マイナンバーの記載

+



本人確認書類の 提示又は写しの添付

が必要です

本人確認書類

◆ マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方は

- マイナンバーカードだけで、本人確認（番号確認と身元確認）が可能です。
- ご自宅等から e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

◆ マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

《ご本人のマイナンバーを確認できる書類》

- 通知カード
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（マイナンバーの記載があるものに限りです。）
などのうちいずれか1つ

+

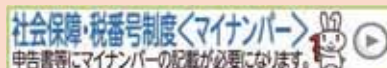
身元確認書類

《記載したマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類》

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- などのうちいずれか1つ

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の



をクリック

<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>

e-Taxを使った

とても便利な 納税証明書のオンライン請求を ぜひご利用ください!!

納税証明書を自宅等からオンラインで請求し、
税務署窓口で受け取る場合、電子証明書や
ICカードリーダライタが不要です。

イータックス
e-Tax



イータ君



スマートフォンや
タブレット端末からでも
利用できます。



自宅等で
請求データを作成

自宅等のパソコンやスマートフォン、タブレット端末で
納税証明書請求データを作成します。



税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ、短い時間で受け
取れます。(請求日当日の受取を指定された場合には、多少お時間をいた
だくことがあります。)

オンライン請求

※電子署名及び
電子証明書の送信が
不要!!

メリット
1

手数料が安価です。
1 税目 1年度 1 枚 370円(通常400円)

メリット
2

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Tax ホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

企業の税務コンプライアンス向上のために

国税庁後援

自主点検チェックシートをご活用ください！

企業を成長させるためには、売上を増やし利益を上げることはもちろんですが、内部統制面の強化や経理面の質を向上させることも重要な要素です。「入出金が適切に管理されるようになる」「内部の不正行為を未然に防止できる」など結果的に企業の成長にもつながることが期待できます。

法人会では、こうした「自主点検」を簡単にできるようにするため、「自主点検チェックシート・ガイドブック」を作成いたしました。企業の皆様、自社の成長・税務リスクの軽減のために、ぜひご活用ください。



○ 点検結果記入表
(3月31日点検分)

点検担当者 法人 太郎

点検担当者記入欄		代表者記入欄
項目番号	点検結果	改善方針
18	確認したところ遅延が1件あった。	売掛金の回収不能を防ぐため、取引先に遅延の理由を確認するようにした。

○ 点検項目チェック表

Ⅱ 貸借関係
(資産科目)

科目等	点検項目	9/30	3/31	点検	確
現金 小切手 受取手形	12 手許現金と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	13 現金、小切手による高額又は予定外(緊急)の支払いは、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	14 預金(通帳)と帳簿の残高は一致していますか。	☐	☐		
	15 受取手形の現物と補助簿(受取手形記入簿)は定期的に照合されていますか。	☐	☐		
売掛金 未収金	16 補助簿(売掛一覧表)と得意先に対する請求残高は一致していますか。	☐	☐		
	17 残高がマイナスになっている得意先については、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		
	18 回収が遅延しているものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☒		
	19 入金条件(決裁日、決裁手段)に変更があるものについては、その理由が明らかにされていますか。	☐	☐		

「自主点検チェックシート」は社内体制のほか、貸借関係や損益関係等に分かれ、全部で83の点検項目があります。

また、企業規模や業種に関わりなく企業のガバナンス確保に必要な基本事項を40項目選定した「入門編」もあります。

点検結果が「×」であった項目については、その内容を「点検結果記入表」に記入し、代表者に報告します。代表者は点検結果に基づき、今後の改善方針を決めます。

お問い合わせ先

公益社団法人 鳥取法人会

電話番号 0857-27-1604

URL <http://www.toriho.com/info>

鳥取法人会会員企業の皆様へ

アフラック鳥取支社
支社長 横田 丞司

法人会福利厚生制度「がん保険」「医療保険」について

拝啓 会員企業の皆様におかれましてはますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃よりアフラック法人会推進員による福利厚生制度商品（がん保険、医療保険）の提案活動にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、法人会福利厚生制度は法人会会員企業の役員・従業員とご家族の皆様が、がん罹患された際や病気やケガで入院された際の治療に関わる経済的な保障や、就労制限により収入に影響が生じた場合の保障を法人会会員企業の福利厚生制度として割安な保険料（集団取扱）で一人様よりご加入いただける制度です。同制度により、これまでにお役立ていただいた給付金・保険金等の支払総額は約8億9千万円※にのぼり会員企業の皆様の福利厚生制度としてご活用いただいています。（※2016年8月末日現在の鳥取法人会給付実績 アフラック調べ）

今般、とりわけご加入いただけていない会員企業様を中心に、福利厚生制度商品のご理解を賜りたいと考えています。

つきましては、アフラックの推進員（募集代理店）がご説明にお伺いさせていただいた際には何卒ご引見下さいますようお願い申し上げます。

末筆ながら、会員企業の皆様のますますのご発展を心よりご祈念申し上げます。

敬具



<引受保険会社>

アフラック鳥取支社

〒680-0846 鳥取市扇町32番地 扇町扶桑ビル5F

当社保険に関するお問い合わせ・各種手続き

コールセンター 0120-5555-95

※今後の対応は募集代理店（法人会推進員）が行います

外国人旅行者向け消費税免税店の開設を支援します

鳥 取 県

平成26年10月から免税対象品目が全品目に拡大、平成27年4月から商店街・ショッピングセンターなどの特定商業施設内において免税販売手続を第三者に委託することができる手続委託型免税店制度の創設などに加え、平成28年5月からは、免税販売の対象となる購入下限額が引き下げられました。

鳥取県では、外国人旅行者の利便性向上と地域経済の活性化を目指すため、消費税免税店の開設を支援しています。

■ 消費税免税制度対象品目

一般物品

＜対象物品＞

- 家電
- 装飾品
- 衣料品
- 靴
- かばん 等



＜対象購入額＞
5千円以上

消耗品

＜対象物品＞

- 食料品
- 飲料品
- 医薬品
- 化粧品 等



＜対象購入額＞
5千円以上50万円以下

※「対象購入額」とは、1人1日1店舗当たりの額

地酒やお菓子など、地域の
特産品も免税対象



地域経済
の活性化

■ 免税店開設に向けた環境の整備を支援します

- 「鳥取県外国人観光客倍增促進補助金」により、免税手続きのための備品購入代金や、PR経費を助成します。

＜対象経費＞ 次の経費の1/2を補助（補助額の上限100万円、下限なし）

- 免税手続きのために設置する備品（レジシステム、机、椅子、間仕切等）等の購入代金
- 免税店であることを紹介するためのチラシ、ステッカー、のぼり等の作成費

- 免税店の開設が決定した場合は、以下の物品を無償で提供します。

- 店内掲示用外国語表記フリップ
- 購入記録票・購入者誓約書（複写式）
- パスポートと購入記録票の間に押印する割印
- 消耗品包装用のプラスチック製の袋（消費しないことの注意喚起文書付き）
- 消耗品包装用の段ボール製の箱（消費しないことの注意喚起文書付き）
- 段ボールに貼る内容物の品名及び数量リスト
- 開封したことが判別できる粘着テープ

※提供できる物品の数量には限りがあります。予めご了承ください。

■ 相談窓口を設置しています

お問合せ先	電話	FAX	Eメール
県庁観光交流局観光戦略課	0857-26-7239	0857-26-8308	kankou@pref.tottori.jp

マイナンバー制度のこれから・・・



平成29年度課税分（平成28年分）の市・県民税関係書類から
個人番号・法人番号を記載する必要があります。

平成28年1月1日から、地方税分野におけるマイナンバーの利用が開始されていますが、今後個人番号・法人番号を記載する必要がある主な手続き（市・県民税関係）は下表のとおりです。また、市・県民税申告書時には本人確認書類も必要となります。

個人 番号	法人 番号	申告等の種類	番号記載開始時期
○	—	市・県民税申告書	平成29年度以後の年度分の申告から
○	○	給与支払報告書（本人交付分には記載不要）	平成29年度以後の年度分の提出から
○	○	給与所得者異動届出書	平成29年1月1日以後に給与の支払を受けなくなった者に係る届出から

問い合わせは鳥取市市民税課（駅南庁舎 0857-20-3415）

証明書等のコンビニ交付を開始します（平成29年度予定）。



コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「所得証明書」などが取得できるように準備を進めています。

このサービスを利用するには電子証明書（利用者証明用電子証明）が搭載されている「マイナンバーカード」が必要です。マイナンバーカードの交付申請はお早目にお願いします。（※申請から交付まで現状、約1ヶ月かかっています。）

☆コンビニ交付の利点

- 1 便利；早朝・夜間（6：00～23：00）や休日（年末年始除く）でも全国約5万店舗のコンビニ等でOK！！
- 2 簡単；申請書の記入は不要。画面の案内に従い、端末を操作するだけで簡単発行。
- 3 安心；専用回線と高度な安全対策で個人情報を保護。アラーム等で取り忘れ防止。

e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用の方へ

住民基本台帳カードに搭載されている電子証明書は、現在の有効期限をもって利用できなくなりますのでご確認ください。e-Taxをご利用されるまでに電子証明書の有効期間が満了される方は、マイナンバーカードの交付申請を行ってください。

なお、確定申告の時期が近付きますと、全国的に交付申請が集中するため、カードの交付が間に合わない場合や、お渡し窓口の混雑が予想されます。

該当の方は、マイナンバーカードの交付申請をお早目にお願いします。

問い合わせは鳥取市市民課（駅南庁舎 0857-20-3493）

各種研修・セミナー開催

各支部事業報告会・講演会を開催

【支部＆青年部会共催講演会】



20年の刑事経験を活かし、面白おかしくエピソードを交え講演中の森 透匡（ゆきまさ）氏

演題 ビジネスや日常生活で役立つウソ（人間心理）の見抜き方

講師 森 透匡（もり ゆきまさ）氏
（株）Clearwoods 代表取締役



当日は事業報告会終了後、一般の来場者もたくさんあり、約120名の皆様で会場一杯となりました。聴講された皆様からは「参考にしたいが実践・経験しないとねえ。」「今度実践してみよう。」など感想ちらほら・・・。

全国的にも人気急上昇中の講師 森 透匡氏をお招きし、元刑事の経験談を基に人間心理の見抜き方について講演頂きました。人がウソをつく時の様々なサイン（発汗や震え、下肢や体幹の動きなど）、それを見抜くための質問術など人事採用面、人材育成、部下指導、私生活？に役立つ内容でもあり経営者だけでなく総務担当、一般の参加者も多く熱心に聴講されていました。

（旬間政経レポート 28.8.5 第1300号掲載 ダイジェストは後日同誌にて掲載予定）

【新設法人税務説明会】

新設法人説明会を年2回開催



【法人税務説明会】

決算期別説明会を年5回開催



さざんか会館 大会議室にて



**講師：鳥取税務署
前土居 勇一 氏**

『税制改正ポイント決算申告の
注意点について』

【年末調整説明会】

毎年11月 東部3会場にて開催

【事業報告会 & 税制関連 or サイバー犯罪対策研修会開催】

7月 8日	岩美支部会	会場：シーサイドうらどめ
7月20日	市内7支部 合同支部会	会場：ホテルモナーク鳥取
7月22日	智頭支部会	会場：林新館（智頭町）
7月26日	気高支部会	会場：鳥取市西商工会館
7月28日	八頭東支部会	会場：八頭町中央公民館
8月 9日	八頭西支部会	会場：ことぶき



鳥取税務署 山田達也副署長の挨拶

【支部事業報告会】



来賓 鳥取税務署 協力保険会社 (大同生命・AIU・アフラック) 3社より

支部会員状況 28.7.末

(単位：社)

支部名	支部長	会員数	加入率	支部名	支部長	会員数	加入率
東支部	森田紘一郎	209	46.1%	桜ヶ丘支部	福田一正	142	51.3%
西支部	山田清	146	45.1%	岩美支部	北村一行	73	54.9%
南支部	霜村芳照	210	45.6%	気高支部	房安光	91	43.6%
北支部	四井勉	226	46.9%	智頭支部	西川憲雄	72	67.6%
湖南支部	小谷泰志	199	46.6%	八頭東支部	八百谷昭宏	100	49.5%
湖東支部	梨原奨	318	48.9%	八頭西支部	西田正人	64	42.4%

(★ 会員数：賛助・個人会員を含む)

(★ 加入率：賛助・個人会員は含まない)

研修会 開催

5月18日・19日開催

★ 新入社員研修



講師：山本リエ氏

今年度もお願いし講師を引き受けていただきました。



企業の顔でもある社員に必要なビジネスマナー習得を目的に2日間みっちり受講中です。



10月～2月

★ 初心者向けExcel研修（3回コース）

まだまだ受講申込が途切れず好評です。再受講の方もおられ継続実施中！！28年度は支部単位での出前研修も実施します。（10月～2月）

ご案内の折はお早目に申込ください。

- ① **Excelの基礎知識と基本操作**
概要、画面構成、セル範囲選択など
- ② **表の作成と数式の入力**
表の編集、データ表示変更、データ集計など
- ③ **数式の入力**
MAX、MIN、COUNT、IF関数に活用など



平成14年開催の第17回国文祭鳥取大会を機に智頭町にお越しの皆さんを歓迎しようという気持ちで年2回JR駅前花壇の植替え活動を継続中。

28年度も、智頭農林高校で育てられた花苗200本を役員ほか児童・父兄にも協力いただき実施しています。

社会 貢献 活動



【県委託 鳥取県法人会連合会 社会貢献事業】 とっとり出会いサポートセンター えんトリー NEWS

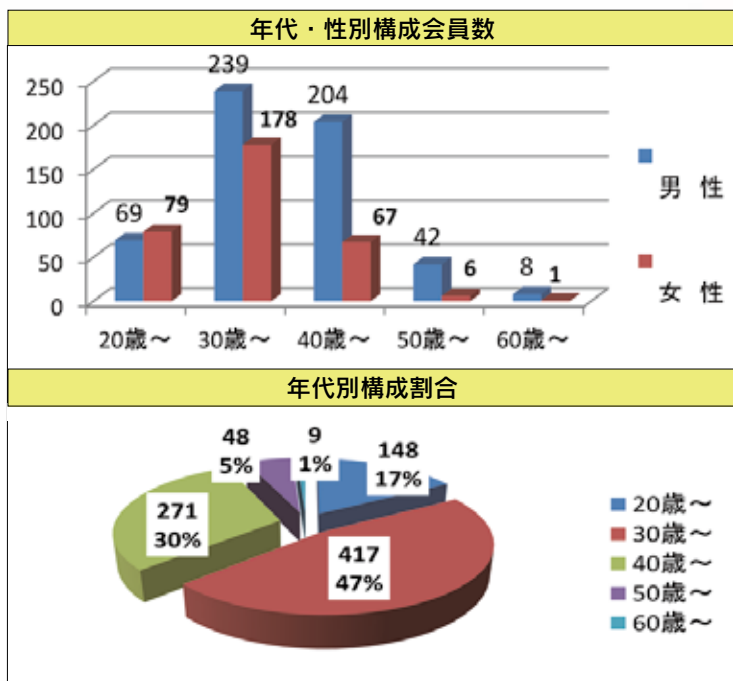
平成27年12月16日の開所以来初めてのご成婚カップルが誕生し、お二人は役所へ婚姻届を提出され、6月24日知事公邸において平井伸治鳥取県知事から直接の祝福と記念品贈呈が行なわれました。当日はマスコミからも多数取材があり県民への広報もできました。

～ ご成婚第1号カップルへの記念品贈呈式 ～



これまで4組の成婚カップル（結婚報告）が誕生しています。

（参考）えんトリー登録等の状況【平成28年8月31日現在】



本登録会員数	879名
お引合せ申込者数	1,468名
お引合せ成立組数	274組
カップル成立組数	100組

★会員登録予定者3名以上の企業様へは出前登録にも出向きます。

★幸せのお手伝いしませんか？
ボランティアサポーター募集中です。

第34回 青年部会 事業報告会



出口敦教 部会長の挨拶



鳥取税務署
三原 勝利副署長からの
祝辞

平成28年6月9日（木）青年部会（64名）の事業報告会がホテルモナーク鳥取で開催されました。鳥取税務署三原勝利副署長、福田浩幸法人課税第一部門統括官、保険3社支社長、所長を来賓としてお招きし事業報告会では出口敦教部会長が会員増強による組織強化の必要性、根幹事業のキッズカフェ運営方法の検討についての内容を盛り込み開会挨拶を行なった。続いて新入会員6名を紹介の後、卒業生1名を紹介し記念品贈呈を行なった。

引き続き27年度事業報告、収支決算、28年度事業計画について報告を行なった。最後に鳥取税務署三原勝利副署長よりご祝辞を頂き閉会となった。

第二部では、鳥取県警察本部生活環境課サイバー犯罪対策室 福井 貴 警部補をお招きし『サイバーセキュリティ対策について』という演題で研修をしていただきました。

- ◆写真共有アプリ・・・偽アプリの氾濫と注意点
- ◆ウイルス対策・・・インターネットによる感染経路（添付ファイル開放・ウェブサイト閲覧）
- ◆おすすめの便利ツール・・・VirusTotal 疑わしいファイルやURLを分析する無料ウェブサービス
MyJVN バージョンチェッカーIPA（情報処理推進機構）開発無料ソフト
- ◆情報収集の重要性・・・大手セキュリティベンダー（シマンテック、トレンドマイクロ等）による動向把握

スマホ・PCをフル活用している若手経営者にとっては大変意義のある研修内容であり、しっかり勉強できました。

それにしても講師の福井警部補のキャラクターには驚きをかくせませんでした。県警イメージ一新！！ いい意味で・・・。



【連絡先】

鳥取警察本部 0857-23-0110

警察総合相談電話 #9110

『とっとり版 “DASH村シーズン4”』

●7月24日（日） 岩美町 東浜海水浴場

猛暑のなか、恒例の家族BBQを開催、今回は子供たちに地引網漁を体験してもらおうと企画！
大人35名・子供たち26名が参加し、子供たちだけでなく大人も元気いっぱい食・遊を満喫！**やんちゃ坊主・お姫さま？** 少子化？が想像できないくらい、にぎやかな一日で親子、独身者、子育て終了組みんな楽しく過ごしました。

新入会員ファミリーも参加し、家族間の懇親も深まったようです。

来年の企画にもどうぞ期待ください。

《会員委員会主催》

BBQ&地引網
体験だよ。
全員集合！

子供たちも よ〜く頑張りました
が大人たちの疲労は
ピークに達したようです。
海水浴に夢中な
キッズも・・・！！



アジ・サヨリ・鱈
大漁大漁
BBQで堪能しました。
お魚に感謝感謝でした。

【青年部会の 主な活動】

- ◇ キッズカフェ ◇ 小学校6年生対象租税教室講師派遣 ◇ 視察研修 ◇ 研修会 ◇ 講演会
- ◇ Xmas家族会・BBQ・お花見

**若手経営者の皆さん 一緒に勉強・交流・社会貢献活動・家族サービス？
しませんか。入会お待ちしております。**

青年部会長 出口 敦教

＜お問い合わせ先＞

TEL 0857-27-1604 （公社）鳥取法人会 事務局

平成28年度女性部会総会開催

平成28年6月3日（金）



西川八重子部会長の挨拶



植田英樹氏の楽しいお話

平成28年度女性部会総会がホテルモナーク鳥取で開催されました。

鳥取税務署より三原勝利副署長様、福田浩幸法人課税第一部門統括官様を来賓に迎え、平成27年度事業報告、活動費内訳、平成28年度事業計画等が報告されました。

講演会では鳥取のB級グルメの第一人者（？）でもある鳥取情報文化研究所の植田英樹所長をお招きし「知られざる鳥取の食」というタイトルでご講演いただきました。

同じ鳥取県でも鳥取と米子の気質の違いから食文化の違いまでおもしろ可笑しくお話されました。いつも食卓に上がっている塩サバ、とうふちくわ、ホルモン焼きそば・・・これら全てが鳥取自慢のご当地グルメだったとは!!「鳥

取発の美味しいもの」をとっても誇りに思った講演会でした。



7月定例会

7月15日（金）、恒例の夏の夜間例会を青年部会の山根大樹さんのお店「カフェソース」で開きました。

恒例の会員卓話は、皆さん躊躇しながらもお話の当番になるとなかなか造詣が深く、毎回豊かな知識をご披露頂いています。今回の当番は理事の常田明美さんです。常田さんは家業の薬局のお仕事、家事、子育て、全てをこなしながらご主人の選挙活動から政治のお仕事のサポートまで多忙な生活を送ってられました。本当に「ご苦勞様!」と声を掛けたくなるようなお話でした。いいお話をありがとうございました。

第11回法人会全国

女性フォーラム福島大会開催

平成28年4月14日（木）



全法連女連協の吉田啓子会長の挨拶

「心ひとつに 伝えよう 繋ごう

創ろう 福島から」を大会キャッチフレーズに「第11回法人会全国女性フォーラム福島大会」が福島県郡山市のビッグパレットふくしまで開催されました。全国から1800名の女性部会員が集結し華やかな大会となりました。

第1部の記念講演は一般公開され、地元福島のフリーアナウンサーであ

る大和田新氏が「伝える事の大切さ、伝える事のすばらしさ」というテーマでお話しされました。大和田氏は東日本大震災直後から被災地に足を運び、福島県の現状を伝え続け、福島県の生の声を伝えるとともに、大会参加者に変わらない支援を呼びかけました。また、「税に関する絵はがきコンクール」では優秀作品390点が展示され、素晴らしい作品に感心させられました。

大会翌日はジャンボタクシーで会津若松市の桜満開の鶴ヶ城や飯盛山・さざえ堂

を見学し

会津藩の

歴史等堪

能した1

日となり



鳥取法人会からは5名が参加

鳥取県議会を

傍聴してきました!!

9月16日（金）、鳥取県議会を傍聴してきました。

鳥取県民でありながらもなかなか傍聴する機会がありませんでしたが、鳥取法人会でも初めての試みとなりました。1時間にもわたる代表質問の後に平井知事が答弁されるのですが、手元の資料を見られることなく説明されたのを見て、あらためて凄いと感激しました。

傍聴後は鳥取県庁食堂で券売機で各々が食券を購入し昼食をとりました。第二庁舎の最上階にあり、大変見晴らしも良く広く開放感のある食堂でした。しかも安くて美味しかったです。県庁職員以外にも利用されている方が多いのに驚きました。



県議会議棟の前で



静かに真面目に傍聴中！

中途採用者の賃金の決め方

雇用問題コメンテーター

長嶋 俊三

◎個別賃金のデータを活用

生涯現役のいま、2社、3社と再就職することは一般的になる。そこで、人事担当者が遭遇することになった問題のひとつが、中途採用者の初任賃金の決め方である。自社で確立されたものがあれば、よし。どんな決め方もあくまでワン・オブ・ゼムで、確立された手法はないからだ。こうした時によく活用されるデータが、厚生労働省から出されている「賃金構造基本統計調査」。この調査は、雇用されている常用労働者の賃金実態を、労働者の種類、性、年齢、学歴、勤続年数別にとっている全国規模の実態調査である。年齢、勤続、学歴、性別などの属人別の条件を特定したうえで、業種、規模、地域などに区分して賃金水準を集計して使いやすい。今回のテーマからいえば、年齢階級別の平均値で賃金額が示されているので、中途採用者の給与の目安を得るのに便利である。

◎前歴評価の方法

中途採用者の初任賃金を決める際には、これまでの経験、いわゆる前歴をどう評価するかがポイントとなる。なかでも、同じような会社で同じような仕事をしてきたのかどうか、業種、職種が問題になる。一般的には、「同業種の同職種に従事」

「異業種の同職種に従事」、「同業種の異職種に従事」、「異業種の異職種に従事」の3つのカテゴリで評価され、0.8、0.7、0.6、0.5までの前歴評価指数を掛けて初任賃金を決める。たとえば、50歳の採用者の場合、大卒50歳の標準者賃金から22歳初任者賃金を引いて勤続評価額を出し、これにこの年齢層の前歴評価指数を掛けて前歴評価額を算出、これと初任者賃金を足して中途採用時賃金を決める。異職種から採用する場合、勤続評価額をその勤続年数で割って1年ごとの額を求め、それに勤続年数と前歴評価指数を掛けた額に初任者賃金を加算する。

◎自社のモデル賃金をつくることが重要

ここで注意したいのは、こうしたデータに示される賃金と自社の実在する者の賃金を比較するが、これは正確ではない。データの数字は標準者賃金の平均で、実在者の能力水準まで加味しなければ正確な比較はできない。その意味では、自社の賃金体系を整理し、仕事の難易度に見合った等級別の基本給表をつくり、年齢別の基本給テーブルを加えた上で、標準的な昇給カーブをクロスさせることでモデル賃金を作成することによって、中高年齢者をはじめとする賃金管理を確立することができる。

一般社団法人 鳥取県建築士事務所協会より

法人会へ協力要請がありました!!

建築主の皆さんへ ご存じですか？ 建築主の皆様が安心して設計等の業務を委託できるようにするため平成27年6月施行建築士法改正第22条の3の4により新たなルールが定められました。

改正部分抜粋 ★ 建築物の設計・工事監理に関する契約の適正化において
『努力義務：国が定める業務報酬基準に準拠した適正な委託代金で契約すること。』



業務報酬基準は、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法や基準等を国土交通大臣が告示で示したものです。

業務報酬基準の意義を十分理解して頂き、その実効性を高めるにも、建築物の設計・工事監理業務の発注に際しては、これを尊重し、遵守して契約されますよう貴会会員に周知賜りたく特段のご配慮をお願いいたします。

わが社のホープと会社PR

①会社住所 ②業種 ③会社PR

泊綜合食品 株式会社

会社の概要

① 〒680-0913
鳥取県鳥取市安長85

② 食品卸売

全国の美味しい漬物を、全国のスーパーや問屋へ提案しています。

食品製造

らっきょう漬けを中心として地元野菜の漬物製造や鳥取らしいお土産品の菓子なども製造しています。

③ 創業以来漬け物を極め、おいしさを追求してきました。
新鮮で安全な鳥取の素材にこだわり、自信を持って皆様の食卓へお届けします。
今年から農業参入をし、自社にてらっきょう栽培を始めました。



楽しいこと新しいことに常にチャレンジ
アットホームな会社です
社員みんなで植え付け中



会社名	代表者	業種
《 東支部 》		
(株)栄喜工業	谷岡 貴志	建設業
(株)キティオーク	井戸垣恵子	不動産業
(株)クロスドミナンス	細田 崇	飲食業
《 南支部 》		
(株)因幡どんどこ	西田 律夫	飲食業
《 湖南支部 》		
(株)Y・T企画	角田 恭成	オートバイ卸売業
《 湖東支部 》		
(株)住宅工房	長谷川竜也	建築業
(株)グライナー	坪内 祐矢	広告業
(株)山陰振興	平井 博	サービス業
シンセイホーム(株)	森 誠	建築工事
(株)TKnet	竹内 和樹	運送業
(株)テラファーマ	奥田 真悟	食品卸売業
(株)ワイ・ビー	若本 憲治	販売業

会社名	代表者	業種
ろくちポンプ(有)	中川 幸治	設置工事
(株)ピーウェーブ	森下 康男	飲食業
《 桜ヶ丘支部 》		
(株)オオタニ	大谷 安正	運送業
(株)メンテナンス西村	西村 賢	機械修理業
《 気高支部 》		
mowen hairworks	池本 耕介	美容業
あかりの森(株)	今本 健	林業
《 八頭東支部 》		
(株)トリクミ	古田 琢也	飲食業/デザイン業
岡部林業(株)	岡部 茂輝	林業
《 岩美支部 》		
(株)いわみ道の駅	岡田 康男	農水産物
《 智頭支部 》		
萩原電機(有)	萩原 勇雄	製造業
(株)山の郷工房	藤原 和寛	食品製造販売

(敬称略)

『全国法人会総連合全国大会』

28年度 長崎県 ⇒ 29年度 福井県 ⇒ そして
平成30年10月鳥取県にて開催！！
 経営者の皆様 入会のご検討をお願い致します。



【 法人会年会費 】

会費金額は当会規定にて資本金により区分しています。
 資本金1億円まで 3,000円～ 13,000円 (1億円超 27,000円)
 ※個人事業主 2,000円
 詳しくは事務局までお尋ねください。

青年部会・女性部会への入会もお待ちしております

《 青年部会 》

- 部会員数：64名 (H28.8月末現在)
- 入会資格：鳥取法人会会員企業の経営者、並びに幹部有志またはそこに勤務する社員で50歳未満の方
- 主な活動：会員交流会・租税教育活動・税務研修会・講演会聴講・全国青年の集い参加・家族交流会 他
- 年会費：6,000円

《 女性部会 》

- 部会員数：43名 (H28.8月末現在)
- 入会資格：鳥取法人会会員企業の女性経営者または代表者、役員及び代表者の配偶者
- 主な活動：会員交流会・租税教育活動・税務研修会・講演会聴講・企業視察研修・全国女性フォーラム参加 他
- 年会費：3,000円

法人会の各種事業を企業経営の一助に……



各種セミナー・研修会



社員向け研修・セミナー



福利厚生制度をサポート



著名人講師による講演会



視察研修旅行



異業種交流会



公益社団法人 鳥取法人会

〒680-0031 鳥取市本町3丁目201番地

鳥取産業会館・鳥取商工会議所ビル2階

TEL 0857 (27) 1604 FAX 0857 (20) 0555

メール hojin@toriho.com ホームページ toriho.com

ご意見・ご要望をお待ちしております

鳥取税務署 人事異動のお知らせ

(平成28. 7. 10付)

官 職	新 任 (前 任)	前 任 (異 動 先 等)
署 長	相 原 和 司 (広島国税局主任税務相談官)	多賀社 安 夫 (退職)
副 署 長	山 田 達 也 (鳥取税務署総務課長)	三 原 勝 利 (東京国税局葛飾税務署筆頭副署長)
総務課長	砂 見 有 香 (広島国税局資産課税課課長補佐)	山 田 達 也 (鳥取税務署副署長)
法人課税第一部門 統括国税調査官	臼 井 進 (広島国税局調査第五部門総括主査)	福田 浩幸 (松江税務署法人課税第一部門統括国税調査官)

法人会からのお知らせ

(平成28年11月1日～平成29年3月31日まで)



年月	事業・研修会 等	役員会・委員会 等	その他
28.11	年末調整説明会 (11/15智頭町) 年末調整説明会 (11/17鳥取市) 年末調整説明会 (11/24八頭町) 第2回 新設法人説明会 (予定) 第3回 法人税務説明会 <10・11・12月決算会社> (下旬) パソコン講座 青年部会定例会 女性部会視察研修 (11/11)	青年部会役員会	
12	青年部会クリスマス家族会 (上旬) 第9回「キッズカフェ」(12/11予定) 「租税教室」開始 第7回「税に関する絵はがきコンクール」募集開始	青年部会役員会	「県連通信」・「ほうじん」発送 (下旬)
29.1	女性部会定例会 (中旬) 青年部会定例会 (中旬)	青年部会役員会 第2回 広報委員会	
2	第4回 法人税務説明会 <1・2月決算会社> (上旬) 支部合同研修会 (中旬) 第7回「税に関する絵はがきコンクール」選考会・表彰式	青年部会役員会	
3	青年部会定例 女性部会定例会 第5回 法人税務説明会 <3月決算会社> (下旬) 第2回 献血ボランティア	青年部会役員会 女性部会役員会 研修委員会 総務委員会 第3回 理事会	「法人とっとり」第98号発行 「法人とっとり」・「ほうじん」 発送 (下旬)

編 集 後 記

「パナマ文書」と「タックス・ヘイブン」

タックス・ヘイブン (租税回避地) を利用して、大企業や個人が税金の「節税」を行っていたことを裏付ける文書「パナマ文書」がパナマの法律事務所から流出したことが大きな話題となっています。

どういうことかと申しますと、世界の有名企業や富裕層が、税金が課税されないように、秘匿性が高い国であったり、税率が低い国にお金を預けて、本国での税金を逃れることであります。

ここでいう税率の低い国もしくは、税金ゼロの国のことをタックス・ヘイブンと言います。

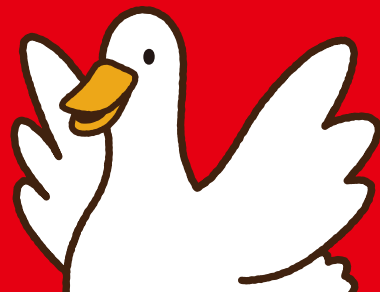
本来支払われるはずだった税金が納められていない。今世界のどの国も財政難で増税や歳出削減が叫ばれていく中、こうした行き過ぎた節税にメスを入れるべき時期だと思います。

編集委員 葉狩 弘一

新登場!

病気やケガで働けなくなったときの

給与 サポート保険



ご存知
ですか?

病気やケガで入院した人の

約4人に1人が仕事復帰まで**2ヶ月以上**かかっています。

「アフラックによる就労困難に関するインターネット調査」(2015年10月)

病気やケガで働けなくなると、収入が減り収支のバランスが崩れるかも…

経営者様や従業員様が
病気やケガで働けなくなったときの「収入の減少」に備えることができます

特長

1

**病気・ケガで
働けない場合**を保障

●精神障害や妊娠・出産などを
原因とする場合を除きます

特長

2

入院中だけでなく
所定の**在宅療養**で
働けない場合も保障

特長

3

働けない状態が
続く限り、
60歳まで保障します

※就労困難状態に該当している場合。

※就労困難状態および商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

会社の必要経費として保険料を全額損金算入しつつ、在職中の備えが可能です

Point 1
全額損金

保険料は、**全額損金に算入**できます。

●解約払戻金がないタイプの保険のため、全額損金算入できます。



Point 2
**従業員の
福利厚生**

従業員様が、**働けなくなった期間をサポート**します。

●法人受取の場合、給付金を従業員様への見舞金などに活用できます。

●従業員様受取の場合、従業員様の加入状況により給付金は非課税となります。

給付金受取人を法人としてご加入されるケースにおいて、法人が受け取った給付金を役員・従業員へ見舞金などの名目で支払う場合、当該見舞金などが報酬(給与)とみなされ、傷病手当金(*)の支給額から控除される可能性があります。個々の取扱などについては、各健康保険組合・協会けんぽ支部などにご確認ください。

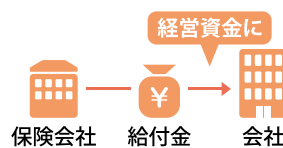
(*)会社員など被用者保険にご加入の場合、病気やケガなどで働けない状態になったとき、公的保障として最長1年6か月の傷病手当金があります。



さらに
休業保障

経営者様が働けなくなった場合、
給付金を**経営資金に活用**できます。

●法人受取の場合、売上減少対策・法人の資金繰りなどの休業保障に活用できます。



法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます

<引受保険会社>

Aflac

アフラック

(アメリカンファミリー生命保険会社)

鳥取支社 〒680-0846 鳥取市扇町32番地 扇町扶桑ビル5F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF 法推-2016-0043-1608043 7月29日